

相良 俊輔『提督東郷平八郎伝―海原が残った』(上) (光人社、昭49)
 桜井 錠二『思出の数々』(九和会、昭16)
 佐志 傳『咸臨丸搭乗者長尾幸作の生涯』(『史学』第三十六卷第二、三号、昭38)

『薩藩海軍史』(中) (公爵島津家編纂所編、原書房、昭43)

島崎 藤村『夜明け前』第二部(新潮社、昭10)

資料『御雇外国人』(ユネスコ東アジア文化研究センター編、東京、昭50)

『杉浦讓全集』第一卷「奉使日記」(土屋喬雄編、杉浦讓全集刊行会、昭53)

高橋 善七『駐英公使上野景範の業績』(2) (『郵政研究』No.三〇三、昭50)

「外国郵便創業史話」(5) (『郵政研究』No.三〇一、昭50)

「外国郵便の今昔」(『通信協会雑誌』昭46)

田辺 太一『幕末外交談』

寺島 宗則『寺島宗則履歴抄録』

「寺島宗則自叙伝」(『伝記』4・5・6月号、伝記学会、昭11)

寺田 和夫『マリア・ルース号事件』(『図書』岩波書店、一九七三・八)

内藤 邇『大阪造幣局創立時のガス工場について』(『日本瓦斯協会誌』第17巻第10号、昭39)

南條 文雄『懐旧録』(大雄閣、昭2)

『日本外交文書』第六巻

西野 照太郎『サイパン・ゲームの苦悩』(下)―その現状と将来の政治的地位― (『レファレンス』第二三六号、昭45)

「通信日本の開国百年を記念して」(『国際通信に関する諸問題』VOL.24、No.11、国際電信電話株式会社、一九七八)

「花房義賢関係文書目録」(東京都立大学付属図書館、昭54)

「ハワイ日本人移民史」(ハワイ日本人移民史刊行委員会編、一九六四)

「密」『鴻爪痕』

「明治元年布哇渡航移民の足跡・チョンマゲ姿の草分移民海を渡って95年」(米布時報第13巻第8号、昭38、「元年者」移民特集頁)

「幕末以降帝国軍艦写真と史実」(海軍有終会、昭10)

「明治維新人名辞典」(日本歴史学会編、吉川弘文館、昭56)

上野景範書簡 明4・11・3 / 4・13 / 9・22 / 9・16 / 9・19 /

2・2 / 11・5 / 11・12 / 10・14 / 10・28 / 10・29

明4・1・27 (上野・寺島・井上連名) (京都大学文学部史学科蔵『吉田清

『横浜税関長略譜』(横浜税関、昭6)

『明治元年布哇渡航移民の足跡・チョンマゲ姿の草分移民海を渡って95年』(米布時報第13巻第8号、昭38、「元年者」移民特集頁)

「幕末以降帝国軍艦写真と史実」(海軍有終会、昭10)

「密」『鴻爪痕』

「花房義賢関係文書目録」(東京都立大学付属図書館、昭54)

「ハワイ日本人移民史」(ハワイ日本人移民史刊行委員会編、一九六四)

嶋伯ニ向フテ景範ハ他邦ニ使シテ君命ヲ辱メサルモノナリト賞賛セラレシコトアリ、第三東京横浜間ノ鉄道建設ハ本邦ニテ始テノ大起業ナレハ、職工等モ其事ニ熟セサレトモ能ク之ヲ使役シ、事業過半ニテ他ニ転任セシモ其落成ハ景範ノ功甚タ多シ」当時神奈川ノ故高嶋嘉右衛門ハ上野氏ノ勸メニヨリ神奈川横浜間ヲ埋立テ、鉄道布設ニ供シタリト、同氏ノ直話ナリ「第四英人「レイ」トノ条約ヲ「オリインタルバシク」ニ移シ、税関ヲ抵当ニセスシテ公債ヲ為シタルカ如キハ尤モ日本ニ大功アリ、第五紙幣製造ニ付テハ、器械買入職工雇入等本邦ニテ始テノ事業ニテ熟スルモノ少ナケレトモ、能ク其事ヲ整シテ本邦財務ノ大功用ヲ奏シタリ」

参 考 文 献

- 石 井 孝 『明治初期の国際関係』 吉川弘文堂、昭52
- 石 川 米 山 『当世人物評』 明31（築摩書房『明治文学全集』9卷）
- 「上野景範履歴」 外務省
- 『駅通局類聚摘要録』
- 大久保 利 謙 「幕末の長崎と上野景範―長崎と薩摩の文化交流史の断片」 （『長崎談叢』第51輯、昭46）
- 「幕末英学史上における何之礼―とくに何礼之塾と鹿児島英学との交流」 （鹿児島県立短期大学地域研究所『研究年報』第6号、一九七七）
- 「幕末の薩摩藩立開成所に関する新史料―薩摩藩の『一藩割據』主義政策の一環」 （『政治経済史学』一五〇号、一九七八）
- 『会計検査院百年史』（会計検査院、昭55）
- 海 門 山 人 『森有礼』（民友社、明30）
- 海音寺 潮五郎 『西郷と大久保』（新潮文庫）
- 『鹿児島大百科事典』（南日本新聞社、一九八二）
- 門 田 勲 『国鉄物語』（朝日新聞社、昭39）
- 金 子 一 郎 『上野景範の書簡』（『いずみ』No一九八、一九八〇年九月号、いずみ切手研究会発行）
- 菊 池 重 郎 「英人T・J・ウォートルスの事績に関する研究―第一報、幕末期鹿児島藩におけるウォートルス」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭49）
- 岸 加四郎 『鶴遺老』―池田筑後守長発伝―（井原市教育委員会、昭44）
- 『郷土人系』（上）（南日本新聞社編、春苑堂、昭44）
- クララ・ホイットニー 『クララの明治日記』（下）（一又民子訳、講談社、昭51）
- 幸 田 露 伴 『渋沢榮一伝』（岩波書店、昭14）
- 『国鉄歴史事典』（日本国有鉄道百年史別巻、日本国有鉄道、昭48）
- 『五代友厚関係文書目録』（大阪商工会議所、昭48）

○景範ハ父母ニ孝心至テ深ク、父ノ中風ニテ臥蓐スル頃ニハ縮緬ノ夜具杯ヲ造リテ看護怠リナク、又母ニモ衣服等ヲ不足ナク給シ、常ニ其欲スル所ヲ問フテ歡心ヲ求メテ云、曾テ父母家計困究ノ時養育ヲ辱フセシノ恩ニ報センカ為今之ヲ尽サントスト、母泣テ之ヲ受ケシコト屢ナレトモ、或ハ度ニ過キルコトアレハ之ヲ辞セシコトモ亦多シト云

又人ヨリ受ケタル恩ヲ報ハントスルノ情至テ厚ク、景範ノ身ヲ立テタルハ全ク寺嶋伯ノ厚意ナリトテ、伯ノ肖像ヲ油絵ニシテ之ヲ其宅ニ藏シタリ、又友人等来リ談話ノ際座敷ニ在ル掛物及器物杯ヲ所望スレハ、少モ惜ムコトナク快ヨク之ヲ与ヘタリ、外国ニ在勤ノ間ハ每便品物ヲ購求シテ之ヲ其親族ニ贈与ス、故ニ度々外国ヘモ行キ多額ノ旅費ヲモ受ケ居ルヲ以テ蓄財アル可キ筈ナレトモ、全權公使トシテ澳國ニ赴任スル迄借財ノミニテ蓄財アルコトナシ、如此性質ナルヲ以テ平日交友甚タ多シ、方今ノ農商務大臣井上伯モ常ニ景範ノ為人ヲ賞美シ居タリ、死後其子弟男女多クシテ養育ニ窮センコトヲ恐レ、諸親友ヨリ若干ノ金円ヲ集メ利息ヲ送与セントノ約束成リ、其金ヲ集メントスルニ当リ、遺妻幾子小松宮御用掛トナリ俸給ヲ受クルヲ以テ右金ヲ集ムルコトヲ止メタリ、是等ハ總テ諸親友カ景範ノ旧誼ニ報ハントスルノ一証ナリ

○景範在職中ノ功勞ヲ挙クレハ、先ツ燈台建設ノ為英人ト各港ヲ巡回セシハ当藩政ノ時ナレハ、建設ノコトヲ説得スルノ事務甚タ困難ナレトモ、遂ニ能ク之ヲ成シ了レリ、第二「ハワイ」國ニ出張シ出稼人処分ノ如キモ大ニ官民ノ都合ヲ得タリ、其帰朝セシ時副嶋伯參議タリ、寺

修業ノ為ニ君命ヲ受ケ来リ居ルモノナリト云ヘリ、後同所五代才助ノ旅宿ニ於テ伯ノ面会セラレシハ景範上海ヨリ帰来セシ時ナリ、五代氏ニ彼ハ何ノ為ニ長崎ニ来リ居ルカト問ヒシニ、同氏ハ上海ニ脱走シテ帰来セシトハ云ハスシテ、景範ハ心替リ多クシテ一事ヲ貫クコト能ハサルヲ以困ルモノナリト云ヘリ、景範帰鹿スル時衣服大小等ヲ五代氏カ与ヘサルヲ得サルニ至リタルヨリ察スレハ、右等ノ為ニ五代ハ困ルト云ヒシモノナランカ

○後鹿児島ニ歸リ伯ノ塾ニ居ル時ハ、英ノ文法書ヲ研究スルノ志ヲ起セリ、右ハ其以前英人「ウヲトル」ニ随ヒ大島ニ居ルノ間、通弁或ハ讀書ノ時文法ヲ熟知セサレハ其意味通セサルモノト察スルカ故ナリ、数月ニシテ軍艦ニ乗込タレハ能ク文法書ヲ通読スルコト能ハス、然レトモ平日英人ト日用ノ事ヲ談話スルニハ少モ妨ケナシ、在英ノ間交際上入り込ミタル談判ハ鈴木金藏ヲシテ通弁セシメタリ、漢字ニモ粗ホ通シテ作詩モ折々見タルコトアリ、手紙杯ハ綿密ニ認メ伯ノ外務卿タリシ時絶ヘス送リ来レリ

○景範ノ為人ハ、讀書ハ洋漢書共博覧スルコトヲ得サルノ性質ナレトモ、大ニ敏捷ナルヲ以テ平常内外人ト接シテ談話スルノ間ニ、能ク彼ノ言フ所ヲ記憶シテ以テ我カ智力ヲ養成セリ、上海脱走ノコト大ニ後悔セシモノナランカ、或時寺嶋伯脱走セン所以ヲ問ハレシニ、少シ言ハント欲シタレトモ涕泣シテ言フコトヲ止メタリ、総テ物ニ感スルノ念アリ、他人ノコトニテモ聞テ之ヲ憐ミ歎息スルコト多シ

明治二

戊子

一八八八

43才

叙正四位

太政大臣

◎同年同月廿一日

伊豆国賀茂郡熱海村失火ノ節罹災者へ、金五円施与候段奇特ニ候事
賞勳局

◎同年同月三十日

非職被仰付候事

○明治廿一年戊子(四十五歳)

◎同年四月十日

特旨ヲ以テ位階被進

宮内省

◎同年同月同日

叙従三位

宮内大臣

◎同年同月十一日

薨去

薨去ノ際維新以来勤勞ノ多キヲ以テ、尋常ノ祭糒料ニ超エテ金五千円及紅白羽二重ヲ宮内省ヨリ下賜セラル

◎同年同月十五日

午後一時白金瑞聖寺ニ葬ル、其途中儀仗兵ニ大隊軸重兵ニ小隊海軍楽隊一組弔譜ヲ奏シテ護送セラル、内外朝野ノ会葬者頗ル多ク盛儀ナリ

〔寺嶋伯景範ノ十四五歳ナル時長崎ニ於テ始テ面会セラレシニ頗ル英敏少年ナリ、伯ニ応接スルコト能ハスト雖トモ、之ヲ他人ニ問ヘハ洋学

⑥0 以下寺嶋本に依拠、上野家本にて補足。

明治一八
乙酉
一八八五
40才

ニ接スレハ舌硬リ身震ヒ言語益益自在ナラス

○明治十八年乙酉(四十二歳)

◎同年二月十四日

任元老院議官

太政大臣

◎同年同月同日

年俸四千円下賜候事

太政官

◎同年同月同日

一等官相当年俸四千円下賜候事

○三月三日

母及妻幾子ヲ携ヘ発足、熱海ニ至リ養疴シ同月末帰邸ス

○五月

一、百日不動ノ時ノ警戒アルヲ以テ病ヲ強テ一日元老院ニ出勤セシモ

病ノ為ニ応接常ナラス、然レトモ帰邸後元老院ニ至リ東久世通禧

ニ面会セシト言ヘリ

○七月廿八日

一、皇后ノ宮妻幾子ヲ召サレ、英国在留中全權公使ノ勤務ヲ補助セシ

功劳ヲ賞セラレ、料紙硯箱及金式千円ヲ賜ハル

◎同年八月

皇后宮ヨリ病氣見舞トシテ肴一籠ヲ賜リ、其後又菓子一折ヲ賜ル

〔付箋ニ「此一項ハ廿一年ノ事ナランカ」トアリ〕

◎同年十月一日

59

同年同月同日

「一等官相等…」原本なし。

明治一七

甲申

一八八四

39才

一ヶ月、偶々伊藤博文歐洲巡行ニテ「ウキンナ」ニ着スルヲ以テ田舎ヨリ帰り、更ニ又田舎ニ赴キ凡半ヶ月位ニテ「ウキンナ」ニ歸ル、後諸方ノ夜会ニ到ルコト凡四五回アリ

○明治十七年甲申（四十一歳）

◎二三月ノ際医ノ勸メニヨリ伊太利地方ヲ旅行ス、同行ハ妻幾子、戸田伯、案内者及ヒ通弁独逸夫人（リスター）四人ナリ、凡一ヶ月半ニシテ澳国「ウキンナ」ニ歸ル

同年七八月ノ際妻幾子及僕ヲ携ヘ病ヲ田舎ニ養フ、此頃病勢（或ハ減シ）或ハ増シ他人ト応接ノ際発語自在ナラス

◎同年九月三日

御用有之帰朝被仰付候事

◎同年十一月初

「ウキンナ」出發、印度海ヲ経テ帰朝ス、印度海暑熱ノ為メ病勢益々重レリ

◎同年十二月廿四日

帰郷

帰郷後ハ高木兼寛⁵⁷ノ主劑ニテ、独逸人「ドクトル・ベルツ」氏及實吉安純等ノ診察ヲ受ク、諸友人病氣ヲ問フニ答フル所詳ナラス、平日最モ親キ人ノ外ハ誰タルヲ認知セサルノ状態ナリ、妻幾子側ニ在テ通弁ヲ為スニ至ル、其言フ所多クハ数年前ノ事ニ係レリ、尤モ病勢少ク輕キ時ハ家族ト談話スルニ能ク分ルコトアリ、遠慮アル賓客

57 高木兼寛（一八四九〜一九二〇）薩摩藩士、西洋医学、オランダ語を学び、一八六八年京都薩軍治療所に入り、以来医師としての道を歩む。鹿児島医学校、海軍軍医総監などの経歴ののち、成医会講習所を設立。これは後の慈恵医大となる。わが国最初の医学博士。

58 ドクトル・ベルツ Erwin Bälz
（一八四九〜一九一三）南ドイツ、ピーテ
イヒハイムに生る、ライプチヒ大学に学び
一八七二年同大学病理学教室助手となる。
一八七六年来日、東京医学校、ついで東京
大学医学部で医学を講じ、一九〇二年そこ
を去るまで、日本医学の発展に寄与した。

明治一六

癸未

一八八三

38才

◎同年同月十五日⁵⁵

叙勲二等賜旭日重光章

◎同年同月

高輪南町邸宅新築落成セルヲ以テ移住ス

◎同年同月廿六日

赴任

出発ノ際皇后宮御好ニヨリ歐洲ノ人形代金貳拾五弗ヲ預リ、桑港ニテ人形三個ヲ購入シ、領事柳谷謙太郎ノ帰便ニ托シテ之ヲ送呈セリ
澳国赴任ノ時華盛頓在留特命全權公使タル寺嶋氏同船セシニ、景範ノ行状前日ノ如キ活発ノ氣象ニ乏シ、後脳病発シタルヨリ考フレハ病ノ初発ハ其頃ヨリ兆シタルナラント

○明治十六年^{癸未}(四十歳)

◎同年一月十五日

澳国都府「ウキンナ」着国王謁見ノ礼ヲ了ス

◎同年四月十日⁵⁶

伊太利国皇帝陛下ヨリ贈与シタル「グラン・コルドーネ・デル・オルヂネデーラ・コロナ・デ・イタリヤ」勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許ス

◎同年六月

病発ス、名医「マヤ」及外一名ヲ乞フテ診察セシム、最初ハ神経病ト云ヒ後ニ脳病ト云フ、医ノ勸メニ従ヒ田舎ニ行キ病ヲ養フコト凡

⁵⁵ 同年同月十五日、以下明治十七年九月三日

日帰朝まで事実を裏付ける辞令などの原本なし、なお九月十五日付「叙勲二等」について、外務省保管履歴書の日付は九月二十八日になっている。

⁵⁶ 同年四月十日

勲章名は Gran Cordone dell'Ordine della Corona d'Italia.

明治一五	壬午	一八八二	37才	外務卿旅行ニ付省務代理 ○同年同月廿八日 農商工上等會員被仰付候事 但商工二部專務之事 ◎同年七月廿日 兼任議定官 ◎同年九月一日 ⁵⁴ 外務卿歸京ニ付代理ヲ解ク 〔○十一月十一日 一、庶子直二生ル〕 ○明治十五年壬午（三十九歳） ◎同年四月廿四日 外務卿井上馨不在中代理被仰付候事 ◎同年七月六日 任特命全權公使 ◎同年同月同日 二等官相当一等年俸下賜候事 ◎同年同月同日 澳國在勤被仰付候事 ◎同年九月三日 御用有之候条当分滞京可有之候事	太政官 太政官 太政官 太政大臣 太政官 太政官 外務卿
------	----	------	-----	--	--

54 同年九月一日
「外務卿歸京ニ付代理ヲ解ク」原本なし。

明治一四

辛巳

一八八一

36才

井上外務卿伊香保旅行中省務代理

◎同年八月十六日

解外務卿代理

◎同年九月廿八日

東京府下日本橋区箔尾町出火ノ節罹災者へ金貳拾五円施与候ニ付
為其賞木杯一箇下賜候事

太政官

◎同年冬

霞ヶ関外務省官邸ニ移住ス

○明治十四年辛巳(三十八歳)

◎同年一月廿一日

井上外務卿熱海へ旅行中省務代理

◎同年二月九日

外務卿帰京ニ付代理ヲ解ク

◎同年三月廿一日

外務卿熱海其他へ旅行中省務代理

◎同年同月三十日

東京府下和田倉門内ヨリ失火の節罹災者へ金百円施与候ニ付為其

賞銀盃一箇下賜候事

太政官

◎同年五月十四日

外務卿帰京ニ付代理ヲ解ク

◎同年六月八日

日「省務代理」まで、上野景範文書中に辞令原本なし。

明治二三

庚辰

一八八〇

35才

葡萄牙国皇帝陛下ヨリ贈賜シタル「グラランド・クロース・コンセ
ブション」勲章ヲ受領シ及佩用允許ス

◎同年同月六日

任外務少輔

太政大臣

○明治十三年庚辰（三十七歳）

◎同年一月六日

日本ニ於テ始メテ外国人ヲ自宅ニ招キシ夜会ニシテ内外朝野ノ淑
女紳士数百名ヲ招待シ、軍楽隊其他ノ余興アリ、盛大ナル立食饗
応アリタリ

◎同年二月廿八日

任外務大輔

太政大臣

◎同年五月五日

東京府下学校費トシテ金五拾円差出候ニ付為賞木杯一箇下賜候事

太政官

〔〇六月十一日

一、二女誕生ス春子ト名ツク〕

◎同年六月三十日

伊太利国皇帝陛下ヨリ贈賜シタル「グラランド・オフヒシアル・ロ
ルデイス・デルラ・コロナ・デ・イタリヤ」勲章ヲ受領シ及佩
用スルヲ允許ス

◎同年七月十三日

クララ・ホイットニーの日記に、この日
森有礼邸の夜会で帰朝早々の上野景範夫妻
に会ったこと、景範がビクトリア女王の勲
章をつけていたこと、夫妻が「紅海岸の
アーデンで赤ちゃんを亡く」したことが書
かれている。当夜の出席者として日記には
楠本正隆、中村正直、福沢諭吉、グラント
將軍夫妻、田中不磨夫人、西郷夫人、井
上嬢、上野景範夫人、有栖川宮紀殿下、マ
ツカーティ夫人、シェパード夫人、ビユー
カマ夫人、アンダーソン夫人、ビードン夫
人、ゴードン・カミングス嬢、トラッソン
夫人、ビンガム嬢、ビンガム公使、アーネ
スト・サトウ、アンダーソン博士夫妻、西
郷・大山両將軍、上野景範、鍋島公などの
名が見られる。（クララ・ホイットニー著
一又民子訳『クララの明治日記』（下）一
五〇頁）

50 同年十一月一日

勲章名は Gran Cruz de Isabel la Católica

51 同年同月同日

勲章名は Gra. Cruz da Conceição

52 同年六月三十日 佩用許可書原文は

伊太利国皇帝陛下ヨリ贈与スル所ノ勲

章ヲ佩用スルヲ允許ス 賞勲局

勲章名は Grande Ufficiale dell'Ordine

della Corona d'Italia

53 同年七月十三日以下、明治十四年六月八

◎同年六月

在英中公命ヲ以テ独逸国「フランクホルト」ニ到リ万国公法会議ニ

臨席セリ

◎同年六月廿七日

英国出發

〔一、英国ヨリ帰朝ノ途中亜丁ニ於テ三男武利太病死ス、仍テ同所

(付箋ニ「葬埋地名記入スヘシ」トアリ)ニ葬ムル〕

◎同年七月廿八日

帰朝

◎同年同月

皇后宮妻幾子ヲ召シ、英国在留中全權公使ノ勤務ヲ補助セシ功勞ヲ

賞セラレ、料紙硯箱及金貳千円ヲ賜ハル

◎同年八月

芝小山九番地ノ官邸(後ノ候爵蜂須賀邸)ニ移住ス、和洋両式ノ建

築ナリ

◎同年九月十六日

条約改正取調御用掛被仰付候事

太政官

◎同年十一月一日

西班牙国皇帝陛下ヨリ贈賜シタル「グラランド・クローズ・エサベ

ラ・カドレーキ」勲章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス

◎同年同月同日

来着ノ上取調可申上候得共前頭不取敢上申仕候也

電報訳文

英国政府ハ日本ニ在ル英国郵便局ヲ引払フ

事ヲ諾セリ委細ハ郵便

一千八百七十八年七月廿七日ロンドン府於

テ 上野 寺島外務卿宛

④5 明治十二年正月

上野公使紹介にて、南條文雄はオックスフォード大学教授マックス・ミューラ博士の門に入り、梵語の勉強を始める。(南條文雄『懐旧録』一四一頁より)

④6 ロルド・ダービン

一八七四年二月から一八七八年四月まで在職、一八六九年より第十五代ダービー伯(Earl of Derby)を継承、本名Edward Henry Stanley(一般にはロルド・スタンレー(Lord Stanley))と呼ばれた。

④7 ロルド・ソリスベリー

Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil、一八七八年四月二日、ロルド・スタンレーの後を受け着任、第三代ソールズベリー侯(Marquess of Salisbury)

④8 同年七月二十八日帰朝。この件の日付は外務省保管履歴書では七月三十一日となっている。

④9 一八七九年八月二十八日(木)

明治一二

己卯

一八七九

34才

一、東京ニ於テ築地中通ノ邸ヲ売却シ、家族ハ芝桜川町ニ住居ス

◎同年五月二十日

東京ニ於テ家族ハ高輪南町五拾七番地ニ移住セリ

○明治十二年己卯（三十六歳）⁴⁴

○一月八日於竜動三男誕生ス、武利^{アリタ}太^タト名ツク

◎同年四月廿九日

御用有之婦朝被仰付候事

太政官

英国在勤中寺嶋外務卿ノ内命ヲ承ケ、英国ハ貿易最モ盛ンニシテ我
 国ニ於テ我ヨリ治外法權ヲ除ンコトヲ談判セシ時次官云フ、英国人
 其時英ノ外務大臣ハ「ロルド・ダービン」次ハ「ロルド・ソリスベリ
 ー」ナリ、景範ガ条約改正ニ付テ談判セシハ其次官「ポンスホルド」
 ナリ、嘗テ我ヨリ治外法權ヲ除ンコトヲ談判セシ時次官云フ、英国人
 日本ニ到リ其管轄ニ從フヤ否ヲ主張スルハ無益ノコトナリ、右ハ何レ
 ニテモ宜シケレトモ、貿易上ノ利害ニ於テハ英国人ノ權利ヲ抛擲スヘ
 カラスト、其他応接ノ事件甚タ多シト雖モ、景範ヨリ寺嶋外務卿ニ送
 レル書翰（寺嶋伯ノ手許ニ存在セルモノヲ上野家族ニ贈与ス）及ヒ景
 範ノ遺蔵スル書類ニ依テ詳ニスヘシ、
 洋食器具（但数百人前花瓶菓子皿諸飾物共）宮内省ノ注文ニ依リ、英
 国女王所用ノ品ト同様ナルモノヲ購入シテ日本ニ輸送セシコトアリ
 金ノ菊桐紋散シニテ其美麗言語ニ尽シ難シ、其価拾万円ナリ、又御馬
 車馬具モ宮内省ノ注文ニテ購入レ日本ニ送リタルコトアリ

⁴⁴ 明治十一年（一八七八）七月二十七日、

上野景範全權公使からロンドン発信による
 寺嶋外務卿あての「英国政府ハ日本ニ在ル
 英国郵便局ヲ引払フ事ヲ諾セリ委細ハ郵便」
 との公電が届いた。これが、八月二十日の
 外務省議を経て太政官（現在の内閣）へ上
 申され、翌十二年十月十日に、日英両国に
 おいて約定調印。かくて横浜、長崎、神戸
 にあったイギリス郵便局は、同年の十二月
 三十一日限りをもって閉鎖されることにな
 った。

（高橋善七「外国郵便創業史話」『郵政研
 究』No.三〇一）

なおこの件については『駅通局類聚摘要録』
 （第八編外国郵便ノ部、九二八頁）に次の
 記述がある。

「在本邦英国郵便局引払ノ儀在英上野全權
 公使ヨリ電報ノ事

明治十一年八月廿日省議

左按ノ通太政官へ御上申相成度此段相伺申
 候

在御国英国郵便局引払ノ儀英国政府其筋へ
 談判ノ儀ニ就テハ倫敦府駐劄上野全權公使
 へ兼テ御委任相成居候處此程同国政府於テ
 引払ノ儀彌承諾致シ候間別紙電報写ノ通り
 同公使ヨリ外務卿へ通信相成候趣同卿ヨリ
 通知有之候尤モ詳細ノ儀ハ猶公使ヨリ郵便

明治一〇	丁丑	一八七七	32才
明治一一	戊寅	一八七八	33才

〔〇六月十二日

一、金剛艦^④ノ進水式「ペムブローク」船渠ニ於テ造船人「リード」氏ノ娘其式ヲ為セリ

〇七月廿一日

一、於竜動長女誕生ス、留志^{ルシ}ト名ツク

〇明治十年丁丑(三十四歳)

◎同年四月十四日

日本帝国最初ノ甲鉄艦扶桑ハ竜動ノ造船家「アルノルド・リード」氏ノ「サムタウ・ブラザー」ノ造船所ニ於テ落成セシヲ以テ、「ペンブローク」ノ船渠ニ於テ妻幾子其進水式ヲ為セリ、「ウエールス」婦人協会賛辞ヲ呈セリ、当時錨鋼ヲ截断セル木槌及鑿ハ上野家ニ家宝トシテ保存セリ

〔〇六月

一、比叡艦^④ノ進水式アリ、公使館雇書記官英人「レイン」ノ女(妻・娘不明)其式ヲ為セリ

〇十二月三日

〔一、於竜動二男誕生ス、西郎ト名ツク

〇明治十一年寅(三十五歳)

◎同年二月六日

叙勲三等賜旭日中綬章

〔〇四月

④ 金剛・比叡・扶桑の進水などについて、

広瀬彦太編『幕末以降帝國軍艦写真と史実』(海軍有終会、昭10)は次のような資料を提供している。

金剛 起工 明治8年9月14日

進水 〃 10年4月17日

竣工 明治11年1月

建造所 英国アールス社

比叡 起工 明治8年9月24日

進水 〃 10年6月11日

竣工 〃 11年2月

建造所 金剛に同じ

扶桑 起工 明治8年9月24日

進水 〃 10年4月17日

竣工 〃 11年1月

建造所 英国ポプラー・サミュエル社

④ 比叡進水を祝う祝宴が一八七七年六月十日、ペンブローク・ドック (Pembroke Dock) のビクトリア・ホテルで催されている。したがって進水式もこの日と行われたのであろう。またそのメニューの内容から造船会社は Milford Haven Shipbuilding and Engineering Co. Limited 設計者は E. J. Reed であったことが知られる。この点、先に挙げた海軍有終会の進水関係資料には疑問がある。

明治 八	乙亥	一八七五	30才	<p>出 発</p> <p>特命全権公使トシテ在英セル時ノ公使館ハ竜動「ケンシングトン・パールス・ガーデン」九番地ニアリ</p> <p>◎同年十一月五日</p> <p>叙従四位</p> <p>太 政 大 臣</p> <p>◎明治八年乙亥（三十二歳）</p> <p>◎同年五月十二日</p> <p>伊 斯 把 牙 葡 萄 牙 両 国 へ 使 節 被 仰 付</p> <p>◎同年九月</p> <p>妻幾子ヲ本邦ヨリ呼寄セ同居ス、以前在英代理公使タル本野盛享景⁴⁰範抵ルヲ以テ元ノ書記官ニ復シ、一旦帰朝シテ再ヒ竜動ニ赴ク時妻幾子モ同航シテ到レリ</p> <p>◎明治九年丙子（三十三歳）</p> <p>本年ノ始使節トシテ西班牙・葡萄牙両国へ出張ス・鈴木金蔵ヲ書記官トシテ随行セシム、昨年五月右出張仰付ラレタレトモ都合ヲ以テ本年出発セシナリ</p> <p>西班牙滞在中国王謁見ノ礼了リ、後国王ノ案内ニテ人ト牛トノ闘ヲ一見セリ、武人馬ニ跨リ槍ヲ持チ怒レル牛ト闘フ、其危険ナル言語ニ尽シ難シ</p> <p>同国風俗ニテ皇子降誕アレハ在駐ノ外国公使等ヲ招テ之ヲ一見セシム、偶々皇子降誕アリ、景範モ亦行テ之ヲ一見セシコトアリ</p>
明治 九	丙子	一八七六	31才	<p>◎明治九年丙子（三十三歳）</p> <p>本年ノ始使節トシテ西班牙・葡萄牙両国へ出張ス・鈴木金蔵ヲ書記官トシテ随行セシム、昨年五月右出張仰付ラレタレトモ都合ヲ以テ本年出発セシナリ</p> <p>西班牙滞在中国王謁見ノ礼了リ、後国王ノ案内ニテ人ト牛トノ闘ヲ一見セリ、武人馬ニ跨リ槍ヲ持チ怒レル牛ト闘フ、其危険ナル言語ニ尽シ難シ</p> <p>同国風俗ニテ皇子降誕アレハ在駐ノ外国公使等ヲ招テ之ヲ一見セシム、偶々皇子降誕アリ、景範モ亦行テ之ヲ一見セシコトアリ</p>

⁴⁰ 本野盛享（一八三六—一九〇九）佐賀藩士、漢学を学び、後蘭学に転じ緒方洪庵に師事した。一八六八年官界に入り、外務権少丞、大藏大書記官、大阪控訴裁判所検事などを務めた。官を辞して後は、日就社を経営、読売新聞を発行した。

⁴¹ 明治九（一八七六）年になると、当時駐露公使であった榎本武揚の提案により、駐英公使であった上野景範が兼任国スペインを訪れた際、同国外相と会談して「ラドロ群島」すなわちグアムやサイパンをふくむマリアナ群島を、日本に売却して欲しいと交渉したことが伝えられている。（西野照太郎「サイパン、グアムの苦悩（下）」）

明治 七	甲戌	一八七四	29才	月々下賜候事 右辞シテ不受 ³⁷⁾ ◎同年十月廿八日 外務卿代理被免候事 ◎同年十二月廿八日 御用之有高島炭鋌へ出張被仰付候事 ○明治七年甲戌(三十一歳) ◎同年一月廿五日 ³⁸⁾ 帰京 ◎同年五月三十一日 ³⁹⁾ 昨年八月ヨリ本年五月マデ各国公使接待費用トシテ金千式百五拾 円下賜候事 ◎同年九月十三日 任特命全權公使 ◎同年同月同日 三等官月俸下賜候事 ◎同年同月同日 英国在勤被仰付候事 ◎同年同月同日 英国派出マデノ間省務従前之通可取扱事 ◎同年十月十三日	太政官 太政官 太政官 太政官 太政官 太政官 外務卿
------	----	------	-----	---	---

³⁷⁾ 明治六年十月二十七日付にて上野景範文書中に「外務卿代理被仰付候事、太政官」なる辞令あり。また外務省保管履歴書にも同様の記載あり。

³⁸⁾ 明治七年一月二十六日「退省後或ハ休暇ノ日各国公使并院省使等ヨリノ書信到来ノ節傍書私信展之文字無之分ハ披見致シ急事件ハ即刻可被相廻尋常不差急事件ハ留置翌日出省之節可被差出候事 外務卿」(「外務省保管履歴書」)

³⁹⁾ 明治七年五月三十一日付事歴は、「履歴上野家本」及び外務省保管の履歴では、明治六年のこととして記載されている。

明治	癸酉	一八七三	28才	外務省三等出仕被仰付候事	太政官
				◎同年十月八日(11・8)	叙正五位
				◎同年同月廿日(11・20)	任弁理公使
				◎同年十一月廿七日(12・27)	任外務少輔
				◎明治六年西(三十歳)	米國華盛頓在勤被仰付候事
				◎同年二月	交際料トシテ一年金千円ノ割ヲ以テ被下候趣御達ニ付、同年二月十二日御書付返上御請難仕旨申出候処、御聞届相成候事
				◎同年三月七日	外務卿代理被仰付候事
				◎同年三月十四日	同年二月十二日書面ヲ出シ囊ニ外國公使接待費トシテ金千円ツ、年々下賜ノ旨御沙汰アレトモ之ヲ辞退セシニ申出ノ通被聞召
				◎同年同月十四日	外務卿清國奉使中右事務代理候ニ付テハ、於私宅外國公使接待ノ儀モ可有之ニ付、代理中別段為御手当一ヶ年金貳千円ノ割ヲ以テ

35 明治六年二月「交際料トシテ一年金千円」の文言は、履歴「上野家本」では明治五年末尾に置かれている。

36 明治六年三月七日の外務卿代理は「マリヤ・ルス」号事件解決交渉のためである。「…御談判急に片付兼候様の事に候は、上野少輔に代理為致へし。」(『日本外交文書』第六卷四八〇頁)

明治 五
 壬申
 一八七二
 27才

③ 横浜運上所事務総裁被仰付候事

太政官

◎同年同月廿三日 (11・5)

横浜出張運上所事務取扱可致事

太政官

◎同年十月廿日 (12・2)

横浜在勤被仰付候事

太政官

〔○十月 (11・13) 12・11〕

一、家族鹿兒島ヨリ東京ニ来ル、父泰輔中風ヲ病ミ歩行スルコト能ハス、築地ニ住シ更ニ同所中通ニ転居、幾許ナクシテ横浜ニ同居ス

○明治五年 壬 (二十九歳)

◎同年二月十二日 (3・20)

免本官

◎同年同月同日

大蔵省三等出仕被仰付候事

但大蔵少輔之事務取扱可致事

太政官

◎同年四月十日 (5・16)

条約改正取調御用掛被仰付候事

太政官

〔○四月 (5・7) 6・5〕

一、横浜ヨリ東京ニ帰り再ヒ築地中通ニ丁目ニ住居ス

○九月朔日 (10・3)

一、長男誕生ス、朔郎ト名ツク

◎同年九月四日 (10・6)

③ 横浜運上所事務総裁の辞令は上野文書中に見当たらない。

④ 明治五年九月十二日 (一八七二年10月14日) 東京横浜間鉄道開業式あり。上野景範も御召列車第六車に乗車、式典に参加す。(『日本国有鉄道百年史』第一卷、昭44、90頁)

断之特権御委任被仰付候事

太政官

◎同年同月同日³¹⁾

今般英国ニ於テ新紙幣製造監督被仰付候ニ付テハ名工相撰ヒ精良
緻密質模ノ患不生様方法便宜処置御委任候事

太政官

右ハ英国トアレトモ、後変シテ南独逸国「フランクフルト・ラン
・マイン」ニ於テ製造セシムルコトニナリ、或ハ更ニ同種ノ機械ヲ
別人ノ為メニ製造スルカモ計リ難キヲ以テ、之カ監督ノ方法ヲ設ク
ルコトヲモ周旋セリ

◎同年同月廿一日(7・19)

午前外国行ニ付拝謁セシニ、今度英国へ使節トシテ遣ス遠路大儀ト
勅語アリ

◎同年同月廿四日(7・22)

横浜出發米国汽船「ジャパン」号ニ乗込ミ米国ヲ經テ英国ニ抵ル

○明治四年辛未(二十八才)

◎同年八月十二日(9・26)

帰朝

◎同年九月十四日(10・27)

任租税権頭

太政官

◎同年同月同日

31) 同年同月同日

原文日付は単に「六月」、また新紙幣は「……新紙幣……」とある。

32) 同年同月廿四日

この時前島密、差添として同行す(前島密『自叙傳、鴻爪痕』81頁)

◎同年五月三日(6・1)

任民部権少丞

太政官

◎同年六月十七日(7・15)

任大蔵大丞

太政官

◎同年同月同日

叙従五位

太政官

◎同年同月同日

為特例弁務使英国へ被差遣候事

太政官

右ハ我政府ニテ東京横浜間鉄道用機械鉄類ヲ外国ヨリ購入スル費用ヲ要スルヲ以テ、英人「レイ」ノ周旋ヲ以テ、百万磅「ステルリング」ヲ英国人ヨリ借入ル、ノ約ヲ為セリ、然ルニ「レイ」トノ条約中税関ヲ抵当ニスルコトノ不条理ナルヲ、「ヨリエントタル」銀行ノ頭取「ロベルトソン」ノ建白アリ、若シ「レイ」トノ約ヲ変セハ、「ヨリエントタル」銀行ニ於テ税関ノ抵当ナクシテ右ノ国債ヲ引受クヘシト云ヘルヲ以テ、景範ヲ英国ニ遣ハシ「レイ」ト破談ヲ為シ、一万磅「ステルリング」ヲ同人ニ与ヘ、「ヨリエントタル」銀行ニ周旋ヲ託スルノ約トナセリ

◎同年同月十八日(7・16)

今般英国「ヨリエントタル」為替会社へ全権ヲ与ヘ、同国「ホラーシヨ、ネルソン、レー」氏ト取結ヒシ借財ノ条約不当ノ所為糺正セシムルニ付、苦彼国ニ於テ同会社難決事件有之候得ハ、便宜專

国候ニ付御絹一疋下賜候事

三月

太政官

◎27 五月三日

辞令原文日付は「庚午五月」のみ

◎28 六月十七日

辞令原文日付は「庚午六月」のみ

◎29 英人「レイ」 Lay, Horatio Nelson

英人、清国駐在見習通訳官をへて、一八五九年中国総稅務司。一八六九年企業家として来日、明治政府に進言して、鉄道建設契約を結んだが、条項中不条理な箇処のあることが指摘され、政府はこれを解約し、別に資金を調達して自力で建設した。

◎30 ロベルトソン

John Robertson, The Oriental Bank Co.

明治 三 庚午 一八七〇

25才

風帆船「コンメット」号ニ乗組布哇国出帆

○明治三庚午(二十七歳)

○同年一月七日(2・7)

再米国「サンフランシスコ」港へ着ス

○同年二月二日(3・3)

「ジャパン」号ニテ「サンフランシスコ」港出発

○同年同月廿七日(3・28)

帰朝

○同年同月晦日(3・31)

旧冬布哇国へ御国人引戻ノ為メ使節ニ被差遣候処都合能取捌帰国

致候ニ付御絹一匹下賜候事 太政官

○同年同月

鉄道造営事務総理被仰付候事 民部省

右ハ東京横浜間ノ鉄道ニシテ本邦始メテ鉄道ヲ造営スルヲ以テ、建

築事務困難ナルコト多シ、造営費額方今ニ比較スレハ数拾倍ノ多キ

ニ至ルモノハ、其事務ニ慣習セサルヲ察スルニ足ル可シ

○同年四月五日(5・5)

静岡県土族八木岡清三郎長女幾子ヲ娶ル、時ニ幾子ハ十五才

〔此時築地寺嶋氏ノ宅ニ寓ス〕

○同年同月八日(5・8)

築地旧徳川名護屋藩邸へ移転ス

天保二年一月生、明治二年二月外国官筆生、ハワイ交渉使節随員に任命されてのち七月二十二日付にて外務史生(現在の領事格)に昇進。

②1 同月二十五日 宣下原本は次のとおり。

上野監督正

叙正七位

右

宣下候事

十月

太政官

②2 同年十月十九日

ハワイ日本人移民史料刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』は、ジャパン号サンフランシスコ入港を十一月十七日(陰曆十月十五日)の午前八時、ついで午前十一時過ぎオクシデンタル・ホテルに入ったとしている。

②3 ハワイ到着は正午頃という。(『ハワイの日本人移民』57頁)

②4 十二月十日(1・11)

ハワイ政府との「取り極め」に調印

(『ハワイの日本人移民』60頁)

②5 『ハワイの日本人移民』は、三月二十六日(陰曆二月二十五日)横浜帰還としている。

②6 同月晦日

褒賞状原文は

旧冬布哇国へ差遣候処都合能取捌致帰

事務ヲ為サシメンコトヲ定メタリ、当時ノ外務省〔判任(削除)〕
三輪甫一ヲ書記トシテ同行セリ

◎同年九月(10・5)~(11・3)

当分神奈川在勤申付候事 民部省

◎同月三日(10・7)

為御国人召還当官ヲ以テ布哇島へ使節被仰付候事 太政官

◎同月廿五日(10・29)

叙正七位 太政官

◎同月廿八日(11・1)

亞米利加船「ジャパン」号ニテ横浜出發ス

◎同年十月十九日(11・22)

桑港着

◎同年十一月三日(12・5)

風帆船「イサン・アルレン」号ニ乗リ「ハワイ」ニ向フ

◎同年同月廿五日(12・27)

「ハワイ」国着

◎同年同月廿七日(12・29)

「ハワイ」国王へ謁見其後談判首尾能相整

◎同年十二月二日(一八七〇・1・3)

国王ノ御陪食アリ

◎同年同月十九日(1・20)

損奉行役所材木置場跡を以て其場とするに
決定し當繕司請負頭清水磯吉に命じて建築
に従事せしめ、又天保山沖合より器械を陸
上し十一月中旬地上に横はれる汽罐の上よ
り餅時をなし且砂持の儀式を以て工を起せ
り

(内藤邇「大阪造幣局創立時のガス工場に
ついて」『日本瓦斯協会誌』)

15) ブラントン Brunton, Richard Henry

(一八四一〜一九〇一) 英人、灯台寮築造
方首員(一八六八年より七六年まで雇用)

16) 明治二年六月「内政局並燈明台掛」の
辞令は、履歴「上野家本」では、明治二年
四月「香港ヨリ帰朝」のあとに、五月付と
して記載されている。

17) 式分金問題資料

仏領事提出の二分金処分当たり、これ
が受取りを断然拒絶して功績をたてた。

(『ハワイ日本人移民史』55頁)

18) 辞令原文は

任監督正

右

宣下候事

八月

太政官

19) ウェンリート Reed, Eugene M. van
or Van Reed, Eugene M.

布哇領事(一八五九〜一八七三頃)

20) 三輪甫一

⑯ 内政局並燈明台掛運上所掛兼申付候

◎同年七月（此時ノ出張ノ件）（8・8〜9・5）

御用掛申付当分監督司知事ノ心得ヲ以テ長崎県可致出張候事

大藏省

右ハ諸藩ヨリ出テシ贋造式分金多ク全国ニ通用シ、其金分ヲ含ム多
少アリ、外国人等物品ヲ売り之ヲ取ラサルヲ得サルモ、其金分ノ多
少ヲ見ルコト能ハサルヲ以テ、外国公使等モ頻ニ之ヲ憂ヘ、政府ニ
迫リテ一分銀ト交換ヲ乞ヘリ、政府已ムコト得スシテ之ヲ許可シ、
各港在留ノ外国人現有ノ式分金ヲ検査センカ為メ官員ヲ各港ニ派出
セリ、長崎ヘハ景範出張セシナリ

◎同年八月十七日（9・22）

任民部監督正

太政官

◎同日

先達而米国人「ウエンリート」取計ヲ以テ「ハワイ」島へ御国人
出稼為致候一件引戻方ニ付為使節被差遣候事 外務省

右ハ幕府ノ時米国人「ウエンリート」ナル者日本人ヲ雇入レ、同島
ニ出稼ノ許可ヲ得ンコトヲ請願セリ、其請願未タ許可ナラスシテ政
府換リタレハ、其許可ノ延引センコトヲ恐レテ窃ニ雇人ヲ乗船セシ
メ、「ハワイ」島ニ脱走セシ罪ヲ問ハンカ為メニ景範ニ出張ヲ命セ
ラレシナリ、景範彼島ニ抵リ其政府ニ弁論シ、雇金及其待遇ノ手續
ヲ定メ、其中ノ一人ヲ命シテ支配頭トナシ、其政府ニ乞フヘキ等ノ

⑫ ウォートルス Walters, Thomas James

（一八三〇〜？）英人、薩摩藩外国人機械
方として薩藩との関係は深い。後大藏工部
省建築技師。

⑬ 通弁御用掛辞令原文は次のとおり

通弁御用掛

上野恕兵衛

右此涯滞坂各国

公使館外国事務局

出張方江相勤候様外国

事務総督より被仰付候

事

二月

⑭ 造幣器械関係資料

「此時香港の造幣局は創立後期年ならず
して廢局となりしかば、参与會計判事三岡
八郎（後に由利公正と改名）命を奉じ外国
事務局判事五代才助（友厚）寺島陶藏（宗
則）に托し、香港にある造幣器械を価六万
両にて購入せんことを英商ガラバと約定せ
しめ横浜裁判所用掛勤上野敬輔（景範）を
同地に派遣して器械及び建築材料を大阪に
移さしめしが、十月下旬に至り到着せり」
「造幣場を経営すべき土地に就ては難波
中之島等の諸地を検したけれども容易に決
せず。会々上野景輔香港より書を寄せて最
も水利の便ある所を選ばべしと勧告するあり。
因て淀川の水流が初めて大阪の市街を
洗はんとする所にありし川崎の旧幕府御破

明治二己巳

一八六九

24才

◎同月

造幣器械御買上ニ付御用トシテ支那香港へ被差遣候事

右ハ同所ニ英政府ノ造幣器械アリ不用ニ属シ売却スト聞キ、之ヲ横浜ニ建設スルノ企ヲ以テ其適否検査ノ為メ香港ニ到リ、英鎮台ニ面シ器械検査セシニ、其管轄長官云フ、既ニ日本政府ヨリ大阪ノ英商ヲ經テ日本政府ニ売却ノ約ヲ為セリト

○明治二年己巳(二十六歳)

◎同年四月香港ヨリ帰朝

◎同年五月(6・10~7・8)

燈明台掛申付豆州下田紀州大島長州下ノ関長崎薩州佐多岬へ出張可致候事

外国官

右ハ千八百六十六年旧幕府外国トノ条約ニ、数所ノ燈明台ヲ設置スヘキノ明文アルヲ以テ、英人建築家「¹⁵⁾フランドン」ニ付属シ、我汽船ニ乗り各港ヲ回航シ、地方長官ニ打合ヲ為セシナリ

◎同年同月

運上所掛兼勤被仰付候事

右ハ税関ニ在テ事務ノ監督ヲ為セシナリ

◎同年同月

一、是迄ノ会計官燈明台掛ノ者共以来外国官燈明台掛ト相唱候様可相心得候事

外国官

◎同年六月(7・9~8・7)

○松本良順(一八三二~一九〇七)幕府医官、一八五七年洋医学修業のため長崎に赴きボンベの門に入る、一八六三年幕府医学所頭取、医学所の近代化につとめ後の東大医学部の基礎を築いた。なお山下玄岱は松本の門下生であった。

○市来勲十郎(一八四二~一九一九)薩藩士、薩摩開成所に学ぶ、一八六五年選ばれて渡英留学生となる、その時以来松村淳藏と名乗る、一八六七年渡米、海軍兵学校に学び、一八七三年帰国後は、主として海軍教育に貢献した。

○石河確太郎(一八二五~一八九五)名は正龍、大和の人、長崎留学の後津藩に仕えたが後薩摩藩にまねかれその洋式化に貢献した、薩摩開成所初代教授。

○八木称平(一八三三~一八六五)鹿児島に生れ、緒方洪庵の門に学び、蘭学者として斉彬から重用され薩摩の洋化に貢献した。石河確太郎とともに薩摩開成所の初代教授を務めた。

○高橋新吉(一八四三~一九一八)薩摩藩士、長崎の何礼之塾で英学を学ぶ。洋行の望みを押えがたく、その費用捻出のため前田献吉、正名兄弟とともに、フルベッキの助けを借り、一八六八年世に言う『薩摩辞書』(『和訳英辞書』)を出版した。のち日本勧業銀行総裁、九州鉄道社長、貴族院勅選議員となった。

明治 元

戊辰

一八六八

23才

○明治元年戊辰（二十五歳）正月1.25幕士伏見鳥羽兩街道ニ於テ戦端ヲ開ク、

此時春日艦ニ在リ神戸ニ於テ幕府ノ軍艦ト戦フ ◎同月1.30六日鹿児島ニ

帰航ス ◎同月2.11十八日神戸艦戦ノ功ヲ賞セラレ金七両貳分ヲ藩ヨリ賜

ハル 不日ニシテ改テ春日艦乗組ヲ命セラレ該艦ニ乘リ兵庫ニ抵ル

◎同年同月

外国事務局御用掛被仰付候事

右ハ寺嶋氏先ニ兵庫ニ在リ、同氏ノ推挙ニ依リ春日艦ヨリ上陸ヲ命セラレ、神戸運上所ニ出勤シ伊藤俊助（後ノ公爵）ニ属シ通弁ヲ為セリ

◎同年二月（2・23）

通弁御用ヲ以テ大阪外国事務局へ出仕被仰付候事

右ハ神戸税関ヨリ大坂税関ニ転勤シ、五代才助（友厚）ニ属シテ通弁

ヲ為セリ、此際堺妙国寺ニ於テ土州人仏国人十二名ヲ殺害シ、其檢視

役ヲ勤メシコトアリ

◎同年三月（3・24）

横浜裁判所御用掛助勤被仰付候事

横浜裁判所総督

右ハ大坂ニ在リ五代氏ニ属シテ通弁ヲ為スノミニテハ事ヲ成スニ足ラサルヲ以テ、東久世通禧ニ随行シテ横浜へ転任セシナリ

◎三月晦日（4・22）

一、今般横浜在勤被仰付仕廻料トシテ百兩被下置候条、同金ノ儀ハ

於彼地相渡筈ニ候、其通可相心得事

外国事務局

つたが、後森有札開設の商法講習所に關係し明治九年所長となり、以後明治二十六年免官まで、短期の中断期間はあつたが、終始東京高等商業学校（現一橋大学）の設立發展に寄与した。明治三十九年六月十七日死去。

⑩ 開成所辞令

一 開成所句読師

一 役料米六石

一 金八兩

田布施郷士

泰助嫡子

上野惣兵衛

右之通被仰付

役料米金被下置候条

可申渡候

七月 摂津

⑪ 多人数ニ英学ヲ授ク

「当時洋学は蘭学と英語となりき、蘭学は頗る盛にして其生徒六七十名もありしが、英語は僅に八九人に過ぎざりき、而して金之丞は吉田清成、鮫島尚信、寺島宗則、松村淳藏、長沢鼎、畠山丈之助等と英学の研究者なりき……」（海門山人「森有礼」）
「森有礼（故文部大臣）松村純藏（海軍少将）岩山敬義（宮崎県知事）高橋新吉（九州鉄道社長）原田宗英（海軍士官）」をあげている。

慶応 元	乙丑	一八六五	20才
慶応 三	丁卯	一八六七	22才

シ、同所ニ在ル藩邸ニ上海ニ脱走セシコトノ始末ヲ自首シ、五代才助(友厚)等ノ世話ヲ以テ松本良順ノ宅ニ居リ、又書面ヲ以テ在薩ナル父景賢ニ報ス、景賢其書面ヲ携ヘ家老ノ書役市来宗之丞ニ内報シテ藩ノ処分ヲ仰ク、市来氏曰ク、夫レハヨイ気張ナリ、惜ヒコトニ今少シ上海ニ居レハヨカリシトノ言ヲ聞クノミニテ、公然ノ処分ナシ^(5:6)。四^(6:3)月藩命ニテ長崎ヨリ帰鹿ス、此時五代才助・野村宗七長崎ニ於テ衣服大小等ヲ贈与セリ^(8:2, 8:31)。◎七月鹿兒島藩立開成所係員八木称平・石河確太郎ノ試験ヲ受ケ、其句読師ヲ命セラル、毎月米六石金八両ヲ賜ハル、時ニ森金之丞(後ノ子爵 森有礼)、市来勘十郎(後ノ男爵 松村淳蔵)、(岩山宗八(實名敬義)(削除))高橋四郎左衛門(後ノ男爵 高橋新吉)、(原田宗英(後ノ宗助)(削除))其他多人数ニ英学ヲ授ク、藩洋書ニ乏キヲ以テ教育書数冊ヲ編纂セリ

○慶応元年^(3:27, 4:24)乙丑(二十二歳)三月長崎へ砂糖機械購求ノ為メ出張ヲ命セラル、尋テ英人「ウオートルス」ノ通弁トシテ大島白砂糖製造所ニ抵ル、其出張中ハ留守宅御手当金五十両ヲ賜ハル^(7:2, 7:30)

○同三年^(7:31, 8:28)丁卯(二十四歳)六月大島製糖工場整頓シ「ウオートルス」氏ト俱ニ帰鹿ス ◎同月開成所及磯ノ紡績器械所兼勤ヲ命セラル ◎七月^(11:26, 12:25)選挙ニ依リ開成所ノ句読師ヲ命セラル ◎十一月幕府太政奉還ニ付京阪地方鎮撫ノ為メ藩主忠義公軍艦三艘ヲ將テ出發セラル ◎同月十三^(12:8)日寺嶋氏へハ軍艦乗組ヲ命セラル、ト称シ(父母へハ寺嶋氏ニ随行スルト告ケタリ)春日艦ニ乗り京阪地方へ赴ク

手續を以乗船し且其入用之金子をも持来りしとの由なり、質問せし処ハ右之通ニ而其余上海へ来りし目的は如何なるや解得ず。

○十三日(2・20)

当人共旅宿へ呼出し……帰国申渡書申受度旨申立候ニ付、田辺太一、齊藤次郎太郎名前ニ而相渡す。尋而堀江六五郎、尺振八上野春洋召連重臣コンシユル所江罷越返簡並長崎奉行江之御用状とも相渡、当人為引合相托し候事(杉浦謙「奉使日記」)

⑨ 益田篤之進(一八四七〜一九三八)佐渡の人一八五八年より英語を学び、一八六三年渡欧使節に随行、維新後しばらく大蔵省に出仕したが、一八七三年に退官。三井物産に關係することになり、のち次々と三井系諸会社を興して、三井財閥の基礎をつくつた。

○田辺太一(一八三一〜一九一五)幕臣、幼名定輔、蓮舟と号す、昌平黌に学んだ後一八五九年から外国方に出仕、一八六三年横浜鎖港談判使節随員として渡仏、また一八六七年には駐仏公使向山隼人正書記官としてパリに駐在した、維新後岩倉使節渡欧に際しても書記官長をつとめた、後貴族院議員となる。

○矢野次郎(一八四五〜一九〇六)弘化三年正月十五日幕臣の家庭に生れる。森山多吉郎・西吉十郎より英学を学び、文久元年外国方訳官となる。明治五年に外務省に入

文久	甲子	一八六四	19才
四			

ク、其達文左ノ如シ

長尾 幸作
 小林 六郎
 山下 蘭溪
 上野 春洋

(19127)
 其許共去亥十二月中長崎表伝習中平戸へ渡海ノ砌風破ノ為漂流および、
 亞米利加商船ノ扶助ヲ以テ当地漂着被致候処、既ニ異郷ニ漂泊ノ上ハ
 外国學術等研究いたし帰国ノ上一廉モ相立候様被致度旨被以書面申立
 候得共、漂流人之儀ハ從來ノ御国法モ有之候間、志願ノ趣ハ聞届兼候得
 共、帰国ノ段ハ亞米利加「コンシユル」取計ヲ以テ便船次第長崎表へ
 被相帰候様可致候、此段申達候

御徒目付

(1864.2.20)
大日本文久四年正月十三日

齋藤 次郎 太郎

於 上 海

花押

外国奉行支配組頭

田 辺 太 一

花押

○同四年甲(二十一歳) (3.2)
 (正月廿四日長崎帰着ノ時ヨリ同年三月十八日
 マテノ日記アリ) 上海ヨリ長崎ニ帰着シ、備後ノ人小林・長尾ノ二人
 ト別レ陸路鹿兒島ニ帰ラントス、此時窮乏甚シ、着スル所ノ洋服ヲ典
 シ食ヲ人ノ門ニ求テ漸ク肥後ニ抵リ、脱走ヲ悔悟シテ再ヒ長崎ニ引返

保利謙「幕末英学史」における何礼之(一)

⑦ 長尾幸作 (浩策、字は穆甫) 天保六年

(一八三五) 十月蘭方医長尾俊良の長男と
 して尾道中浜に生まれ、元治元年(一八六
 四) から明治元年(一八六八)の間に姓名
 を土居咲吾(淳良)と改め、明治十八年
 (一八八五) 五月二十四日五十一年の生涯
 を尾道で閉じた医師。(佐志傳「咸臨丸搭乗
 者長尾幸作の生涯」『史学』第三十六卷第二
 ・三号、昭和三十八年九月)

⑧ 文久四年正月六日(一八六四・2・13)

此夜十一時頃逆旅の主人報す。日本使節
 に謁を乞ふものあり、即田辺太一引合およ
 ひしに薩藩山下蘭溪、上野春洋といへるも
 の二面、当地へ漂流いたせし趣申立たり、
 使節は深更なれば面会いたし難きに付明朝
 尚来るへしと申聞る。

○正月八日(2・15)

朝薩芸二藩の士来る、田辺太一、御徒目
 付齋藤次郎太郎立会、漂流せし始末書面に
 いたし可差出旨申達す。

○正月九日(2・16)

漂流のもの書面差出別記……に載てあり
 亞米利加、俄羅斯……之コンシユルセネラ
 ール尋問に来る。

—中略—

○正月十二日(2・19)

亜国コンシユルより漂流人之儀に付左之
 通書簡差出……其人は長崎において常例之

鹿児島県士族

上野景範

年代	干支	西曆	満年齢
弘化元	甲辰	一八四五	0才
嘉永二	己酉	一八四九	4才
嘉永三	庚戌	一八五〇	5才
安政三	丙辰	一八五六	11才
安政五	戊午	一八五八	13才
文久元	辛酉	一八六一	16才
文久三	癸亥	一八六三	18才

② 弘化元年辰ノ十二月朔日三位宰相島津齊興公藩主タル時、本城鹿児島塩屋町ノ家ニ生ル、幼名定次郎、後敬助ト改ム

○嘉永二年己酉(六歳) 同年四月清国語学稽古ノ藩命ヲ受ク

○同三年庚戌(七歳) 同年学資トシテ老人扶持(一ケ年米)ヲ藩ヨリ賜ル

○安政三年丙辰(十三歳) 同年四月学資三人賦(一ケ年米五石)並ニ銀三十拾七枚半ヲ藩ヨリ受ケ、長崎ニ抵リ訳官本間某ニ就キ蘭学ヲ修メ後英学ニ移ル

○同五年戊午(十五歳) 同年八月藩主正四位中将島津齊彬公逝去ニ付藩命ニテ長崎ヨリ帰鹿ス、尋テ十八歳マテ鹿児島聖堂ニ入り漢学ヲ修ム

○文久元年辛酉(十八歳) 同年八月藩主島津忠義公ノ命ヲ受ケ長崎ニ抵リ復英学ヲ修ム

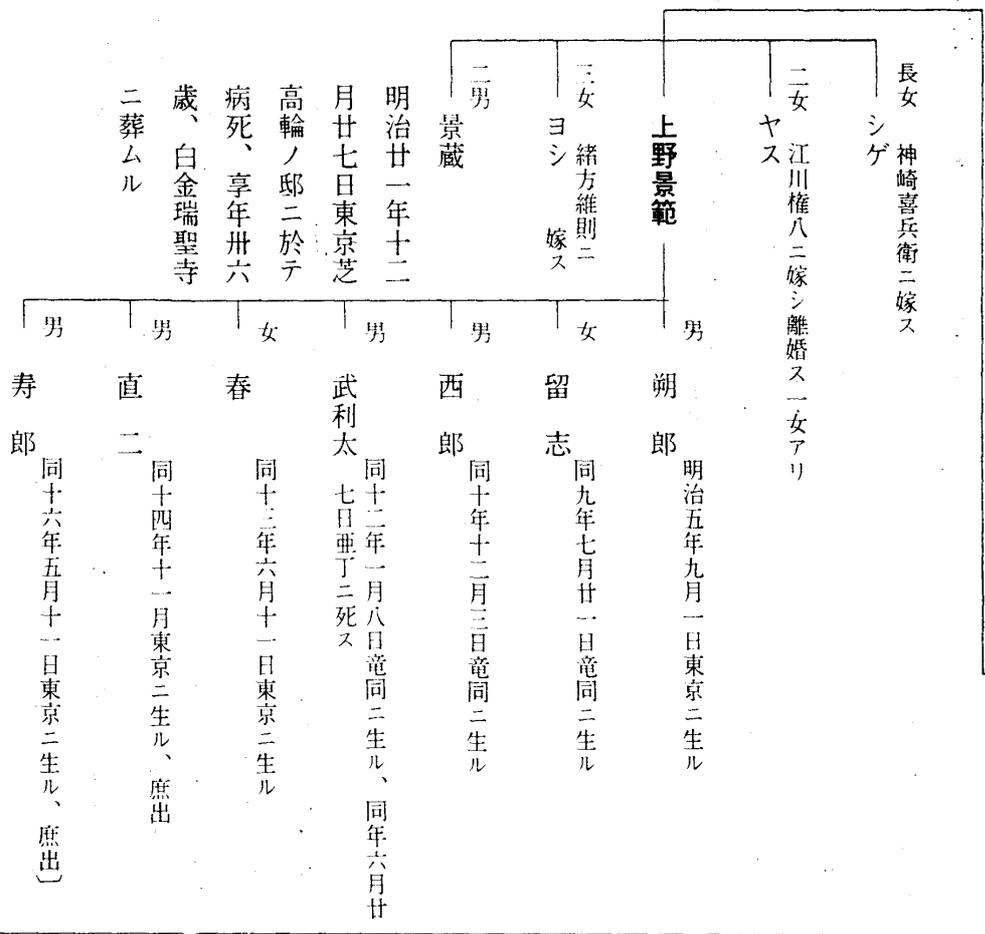
⑥ 同三年癸亥(二十歳) 同年冬長崎ニ於テ安芸ノ人小林六郎・備後ノ人長尾幸作・日向都城ノ人山下蘭溪(實名玄岱)ト謀リ、洋学研究ノ為メ私ニ上海ニ赴ク、上海ニ居ルコト幾許モナシ、偶々幕府ヨリ歐洲ニ派遣セシ使節御徒目付齋藤次郎太郎・外国奉行支配組頭田辺太一並ニ通弁役益田篤之進(後ノ男爵)・矢野次郎等ニ逢ヒ長崎ニ帰ルノ命ヲ受

③ 島津齊興(一七九一〜一八五九)薩摩藩二十七代ノ藩主。
 ④ 島津齊彬(一八〇九〜一八五八)薩摩藩第二十八代ノ藩主。
 ⑤ 島津忠義(一八四〇〜一八九七)薩摩藩第二十九代、最後の藩主。
 ⑥ 文久三年十月五日(一八六三・11・15)長崎英語稽古所において直試を行い、その受験者名簿中に上野景範の名がある。(大久

② 弘化元年辰ノ十二月朔日

西曆での生年月日は一八四五年一月八日となる。年表上部の年齢は現行の満年齢であらわした。同時に上野家本の和暦によるかぞえ年もそのまま残した。日常はこの年齢を使っていたのではないかと思われるからである。しかし和暦のかぞえ年では、弘化元年十二月一日(一八四五・1・8)及び弘化二年一月一日(一八四五・2・7)と、西暦一八四五年内に二度歳をとっており、改暦以後のかぞえ年は普通使用される満年齢に一才を加えるかぞえ年より、更に一才多いことになつている。

③ 島津齊興(一七九一〜一八五九)薩摩藩二十七代ノ藩主。
 ④ 島津齊彬(一八〇九〜一八五八)薩摩藩第二十八代ノ藩主。
 ⑤ 島津忠義(一八四〇〜一八九七)薩摩藩第二十九代、最後の藩主。
 ⑥ 文久三年十月五日(一八六三・11・15)長崎英語稽古所において直試を行い、その受験者名簿中に上野景範の名がある。(大久



上野景範履歷

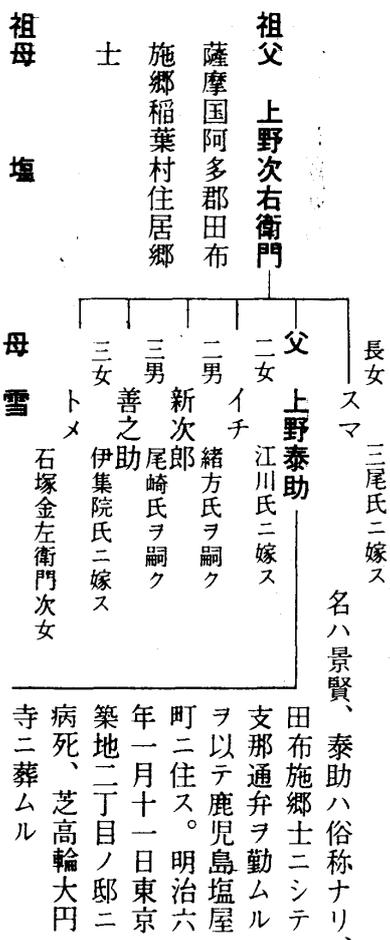
(故伯爵寺嶋宗則氏所持ノ履歷ニ基キテ編纂セリ)

〔予上野從三位ト相交ハル最モ久シク情誼甚タ厚シ、昨年四月不幸病ヲ以テ薨去ス、予惋惜ノ情堪フルコト能ハス、然レトモ仏氏ノ所謂老少不定生者必滅ナルモノニシテ、之ヲ如何トモスルコト能ハス、唯後年ニ至リ其事績ノ湮滅ニ帰センコトヲ恐レ、平生記憶スル所ヲ以テ官ノ辞令書ニ交ヘ、且其親族ニ諮問シテ之ヲ集合シ、小寺秀信ヲシテ此一冊ヲ編輯セシメ、以テ之ヲ上野氏ニ贈ル、是亦予カ故從三位ヲ追思スルノ至情ニ出ツルモノナリ

明治二十二年五月 日

正三位勲一等伯爵寺嶋宗則手記

① 從三位勲二等上野景範略系譜



長女 三尾氏ニ嫁ス
 名ハ景賢、泰助ハ俗称ナリ、田布施郷士ニシテ支那通弁ヲ勤ムルヲ以テ鹿兒島塩屋町ニ住ス。明治六年一月十一日東京築地二丁目ノ邸ニ病死、芝高輪大円寺ニ葬ムル

①

上野景範略系譜
 景範嫡子上野朔郎(景明)の本籍は、鹿兒島県阿多郡田布施郷尾下村。明治二十一年四月三十日家督相続、明治二十七年二月五日東京府東京市芝区高輪南町五拾七番地へ轉住となつてゐる。前戸主上野景範の戸籍は除籍簿に見当らず、既に廃棄されたようである。

編集要領は次のとおりである。

- (1) 上野家本を底本とし、寺島本と照合の上、上野家本に省略された事項を「―」を用いて補足した。
- (2) 両本翻刻にさいいて、仮名遣いは原本通りである。
- (3) 字体については、旧字体、略字体、異体字、変体仮名などを通行文字に改めたところがある。
- (4) 国会図書館保管の上野景範文書と照合し、履歴上野家本と辞令など公文書の日付が相違する場合、誤りが明白と思われる場合は公文書の日付を採用し上野家本の日付を訂正の上、そのむね注記した。その他の相違点疑問点も注記して示した。また文章表現に相違ある場合も、公文書原文の表現に忠実に書きかえるか、注記して原文の表現を示した。
- (5) 明治六年陽暦に改暦される以前の日付については、和暦にそえて西暦をアラビア数字で（―）にいれ示した。その際、旧暦月名のみ記載されている場合には、その月の最初と最後の西暦による日付を示すようにした。
- (6) 上野家本中、他にも明白な誤りがある場合は訂正した。

『上野景範履歴』翻刻編集

門田 明
芳 即 正
久木田 美枝子
橋 口 晋 作
福 井 迪 子

上野景範の履歴書は、現在上野家に二本が伝えられている。一本は寺嶋宗則が景範の死を悼み、「其事績ノ湮滅ニ帰センコトヲ恐レ、平生記憶スル所ヲ以テ官ノ辞令書ニ交ヘ、且親族ニ諮問シテ之ヲ集合シ、小寺秀信ヲシテ此一冊ヲ編輯セシメ」（履歴前文）たものである。「以下寺島本」あと一本は、「寺嶋宗則氏所持ノ履歴ニ基キ」、景範の子息上野景明が編んだものである。「以下上野家本」

両本を照合する時、上野家本は、寺島本にほぼ忠実に依據しており、日付、年令、人名など誤りを訂正した上、二、三新しい事歴を加えて編纂されている。なお上野家本では、寺島本記載の、家族の出生・死亡・転居など、家庭の私事にわたることについての記述は削除されている。

以上の状況から、今回の履歴編集に際しては、上野家本を基とし、それに記載されていない寺島本の事歴を、「」にいれ付記することにし

た。また、他の資料から知られる出来事などを下段に注記し、現段階でできる限り詳細な景範履歴とすべく努力した。

上野景範は履歴によれば、弘化元年（一八四四年）鹿兒島に生れ、家業の唐通事を継ぐべくその稽古を受けたが、時代の激変期にいたり長崎に留学、蘭学修業から英学に転じ、その後は専ら、薩藩の英学者として後進の指導にあたり、同時に薩藩外事面の実務家としても活躍している。維新後、官界に入つて、主として対米英にかかわる外交折衝にあたり大蔵省を経て、草創期の外務省に入り、英国公使など務めたが、明治二十一年（一八八八年）満年令四十三才で死去した。

今、薩摩英学の歴史をふりかえると、一六世紀平戸に英国商館が設けられた時の十年余を起点として、鎖国の長い中断期を経、一九世紀後半、薩英親交の時代に入るが、景範はこの対英関係再興の黎明期を切開く、一先兵の役割を果たした人物といえる。特に薩摩開成所が開校された時、先進薩摩藩士の中にさえ英学を講じうる者のほとんど見当らなかつた中で、多数の英学徒を育てた事績は重要であつたと言わねばならない。何事によれ草創期の事情を十分に解明することは困難な点が多いが、この履歴によつて、鹿兒島史―ひいては日本近代史―のこの部分にかなりの光をあてることができるのは幸いといわねばならない。

なお、履歴書編集にあつて、景範の令孫東京大学名誉教授上野景福氏に多大の御助力をいただいた。記して謝意を表したいと思う